# 赤穂市新学校給食センター整備事業

実施方針

令和 4 年 11 月

赤穂市

# 目 次

第1	事業概要	1
1	事業名称	1
2	事業に供される公共施設等の名称	1
3	公共施設等の管理者	1
4	事業の目的	1
5	基本的事項	1
6	事業の内容	2
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1	募集及び選定の方法	5
2	審査及び選定事業者決定	5
3	募集及び選定スケジュール (予定)	6
4	募集及び選定等の手続き	6
5	参加者の構成	7
6	参加者の備えるべき参加資格要件	8
7	提出書類の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	l 1
第3	受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 1	2
1	リスク分担の方法等 ]	12
2	提供されるサービス水準	12
3	本市による事業の実施状況の監視(モニタリング)	12
第4	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の取扱い1	3
第5	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項1	3
1	事業の継続に関する基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	受託者の責めに帰すべき事由の場合	13
3	本市の責めに帰すべき事由の場合	13
## C		
弗り	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 1	4
<b>男り</b> 1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 1 法制上及び税制上の措置に関する事項	
		14
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	14 14
1 2 3	法制上及び税制上の措置に関する事項 財政上及び金融上の支援に関する事項	14 14 14
1 2 3	法制上及び税制上の措置に関する事項	14 14 14
1 2 3 <b>第7</b>	法制上及び税制上の措置に関する事項 1   財政上及び金融上の支援に関する事項 1   その他の支援に関する事項 1   その他留意事項 1	14 14 <b>4</b> 14
1 2 3 <b>第7</b> 1	法制上及び税制上の措置に関する事項	14 14 <b>4</b> 14
1 2 3 <b>第7</b> 1 2	法制上及び税制上の措置に関する事項 1   財政上及び金融上の支援に関する事項 1   その他の支援に関する事項 1   その他留意事項 1   議会の議決 1	14 14 <b>4</b> 14

# 【用語の定義】

民間事業者 : 広義での事業者と参加表明書の提出までの期間の事業者を指す

参加者:本事業の公募型プロポーザルに参加するために構成された複数の事業者を指す

選定事業者 :審査を経て決定した、契約手続き順位第1位の事業者を指す

受託者: 事業契約を締結し、事業を遂行する者を指す

設計企業 : 施設整備業務のうち設計に係る業務等を担当する企業 建設企業 : 施設整備業務のうち建設に係る業務等を担当する企業

工事監理企業:施設整備業務のうち工事監理に係る業務等を担当する企業

調理機器企業:施設整備業務のうち調理機器の調達・設置に係る業務等を担当する企業

市内企業 : 赤穂市内に本店を有する企業

# 【別添様式】

・実施方針等に関する質問書

# 第1 事業概要

#### 1 事業名称

赤穂市新学校給食センター整備事業

# 2 事業に供される公共施設等の名称

赤穂市立学校給食センター

# 3 公共施設等の管理者

赤穂市長 牟禮 正稔

#### 4 事業の目的

現在稼働している赤穂市立学校給食センターは、昭和44年9月に開設されたもので、幼稚園10園、小学校10校、中学校5校及び県立特別支援学校1校の26施設に学校給食を提供している。

平成11年度から平成13年度にかけて大規模改修工事を行い、施設・設備の多くを更新したが、建築後50年以上が経過する中で、建物・設備の経年劣化に加え、国の定める「学校給食衛生管理基準」を必ずしも満たしておらず、食物アレルギーへの対応が求められるなど学校給食を取り巻く環境が変化してきた中で、様々な課題を抱えている。

本事業は、「学校給食衛生管理基準」に適応した施設を整備するとともに、多様な献立への対応、地産地消や食育推進、アレルギー対応食が提供できる調理場の確保など、将来にわたって安全で安心な学校給食を安定的かつ継続的に提供することができる給食施設の整備を目的とする。

なお、本事業の実施に当たっては、赤穂市(以下「本市」という。)のゼロカーボンシティ宣言に対する取り組みの一環として、民間事業者のこれまで培ったノウハウやアイデアを活かし、カーボンニュートラルに配慮した施設整備とする。

# 5 基本的事項

(1) 施設整備の基本理念

# 学校給食の充実と衛生管理など安全性の向上を図る

#### (2) 基本方針

新学校給食センター整備に当たっては、以下の基本方針に沿った施設整備とする。

# ①安心・安全な学校給食の供給

- ・ドライシステム及び汚染・非汚染区域の明確なゾーニングを導入する。
- ・HACCP(危害分析重要管理点方式)の概念を取り入れ、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、衛生管理の徹底を図る。
- ・食材搬入・検収から調理、配送及び食器・食缶等の洗浄までの一連の作業工程や人の流れに基づき、動線がスムーズに行うことができるレイアウト (ワンウェイ) とする。
- ・空調設備など快適な作業環境を確保するとともに、揚物、焼物、蒸し物等多様な調理方法に対応できる調理機器の整備を行う。

・手洗い設備、トイレ等の衛生面に配慮した設備を設置する。

#### ②栄養バランスに配慮したおいしい給食の提供

- ・より豊かでおいしい給食を安定的に提供するため、栄養バランスに配慮した献立を作成する。
- ・ 揚物、焼物のほか蒸し物など多様な調理方法に対応できる調理機器の設備や、作業の効率化 のための設備の充実を図る。

## ③食育の推進

- ・学校給食を活用した食育への取り組みを推進するため、施設や調理場の見学、食の研修等に対応できる見学スペースや会議室、栄養指導室等を整備する。
- ・食材を通じた生産者との交流、旬と食文化の理解、地域の活性化などについて、生産者・地域・保護者・学校・行政が幅広く連携を取りながら地産地消に取り組む。

## ④食物アレルギーへの対応

- ・アレルギー対応調理室を整備し、除去食を基本としたアレルギー対応食を提供する。
- ・「食物アレルギー対応マニュアル」等を作成し、学校園や関係機関等の連携体制を構築する。

#### ⑤環境への配慮

- ・学校給食は「環境教育」の生きた教材となるため、高効率な空調設備や熱源方式の導入、太陽 光発電システムの整備など省エネ・省 CO<sub>2</sub> に十分配慮した施設とする。
- ・献立づくりから調理工程、喫食まで含めた食品ロスの低減につながる取り組みを推進する。
- ・生ゴミの減量化及び再生資源化への対応、臭気、防音対策など環境への影響の抑制を図る。

## ⑥経済性・効率性に配慮した整備・運営

・経済性・効率性に配慮し、可能な限り施設整備費や維持管理費等の運営費の縮減を図る。

#### ⑦災害時への対応

- ・赤穂市地域防災計画に基づく炊き出し等について、可能な範囲で対応できる施設とする。
- ・災害時でも施設設備が稼働できるよう、適切な構造・設備の耐震ランクの設定、非常用発電 装置等を整備する。

#### 6 事業の内容

#### (1) 施設概要

ア 事業用地:兵庫県赤穂市浜市318番地1ほか

イ 敷地面積:約6,600 m²(施設用地)/約1,100 m²(市道拡幅等用地)

ウ 供給能力:4,600 食/日(幼稚園 10 園、小学校 10 校、中学校 5 校及び県立特別支援学校 1 校)

#### (2) 事業方式

本事業は、事前調査、設計から工事監理、建設、開業準備支援までの業務を、事業期間を通して一括して民間事業者に発注する設計施工一括発注方式(DB方式)により、事業の効率性やコスト削減効果、事業期間の短縮の効果を期待しているものである。

## (3) 事業実施スケジュール

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和8年3月31日までとし、事業スケジュール(予定)は下記のとおりとする。

事業実施スケジュール (予定)

時 期	項目
令和5年6月上旬	仮事業契約締結
令和5年6月下旬	事業契約締結
令和5年7月~令和6年6月	施設の設計期間(基本設計・実施設計)
令和6年7月~令和7年6月	施設の建設
令和7年7月~令和7年8月	施設の開業準備
令和7年9月~	供用開始
令和7年9月~令和8年3月	既存施設の解体撤去
令和8年3月31日	事業期間終了

#### (4) 事業の範囲

受託実施する業務は、次に掲げるものとし、詳細は要求水準書に示す。また、本事業については、国の学校施設環境改善交付金等の対象となることを予定しており、受託者は適切に交付金等を受けられるよう留意すること。

#### ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 各種許認可申請等業務
- (工) 工事監理業務
- (オ) 建設業務 (敷地造成、外構整備、農業用水路付替え整備を含む。)
- (カ) 調理機器調達・搬入設置業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 配送車調達業務
- (ケ) 事務備品等調達業務
- (コ) その他事業を実施する上で必要な関連業務

#### イ 周辺整備業務

- (ア) 市道拡幅等業務
- (イ) 既存施設の解体撤去業務
- ウ 開業準備支援業務

#### (5) 法令等の遵守

設計企業、工事監理企業、建設企業及び調理機器企業は、本事業を実施するに当たり、関係法 令等(法令、条例・規則、要綱・基準等)を遵守すること。

# (6) 対価の支払

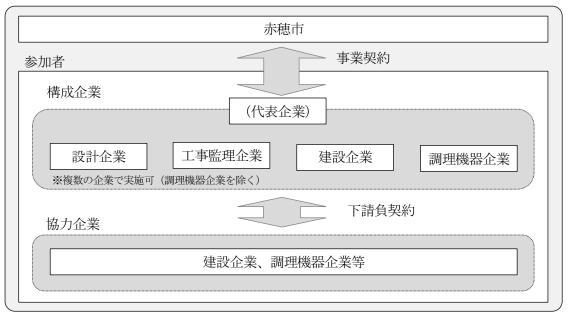
本事業に係る対価の具体的な支払方法、支払時期については、後日公表する事業契約書(案)において示す。

## (7) 建設期間終了時の措置

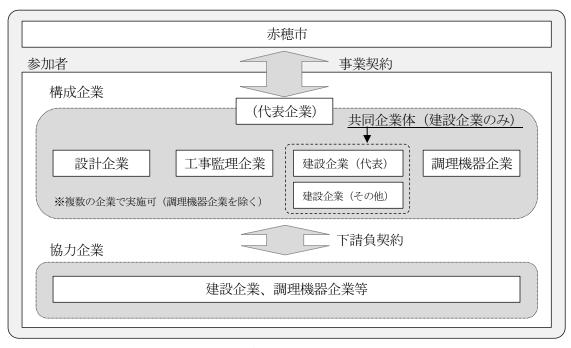
建設期間の終了後に、受託者は、当該給食センターを要求水準書に示す良好な状態で本市に引き渡すこと。

#### (8) 事業スキーム

現在、本市が想定している本事業スキームを以下に示す。



建設企業が単体の場合



建設企業が共同企業体の場合

# 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 募集及び選定の方法

本事業では、施設整備における各業務を通じて、民間事業者の高度なノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、民間事業者の選定は、施設や設備の性能、維持管理・運営におけるメンテナンス実施体制等に価格評価を加え、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。また、市内企業が構成企業として事業参画することや市内での資材調達など地域への貢献度も評価の対象とする。

# 2 審査及び選定事業者決定

審査及び選定事業者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細は募集要項等において示す。

#### (1) 審査の手順

- ア 審査は、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。
- イ 参加資格審査は、参加者の参加資格について、本市が募集要項等に示す参加資格要件に基づき 行う。
- ウ 提案審査は、参加資格審査を通過した者からの提案書類について、選定事業者決定基準書に従 い、本市が基礎審査を行う。
- エ 基礎審査を通過した参加者からの提案内容について、赤穂市新学校給食センター整備事業者審 査選定委員会が審査を行う。
  - ※ プロポーザルの参加者が 1 者であった場合も同様に参加資格審査、提案審査を行うも のとする。

# (2) 赤穂市新学校給食センター整備事業者審査選定委員会の設置

本市は、参加者の提案に係る専門的かつ客観的な視点からの検討を行うため、学識経験者等で 構成する赤穂市新学校給食センター整備事業者審査選定委員会(以下「委員会」という。)を設置 する。

なお、参加者が選定事業者決定までの間に委員会の審査委員に対し、選定事業者の決定に関して自己に有利になることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該参加者は失格とする。

赤穂市新学校給食センター整備事業者審査選定委員会の審査委員

所属・役職	氏 名	備考
関西福祉大学・学長	加藤明	学識経験者
たつの市教育委員会・	清久 利和	学識経験者
教育管理部参事兼小中一貫教育推進課長	1627 7374	1 1時7/1至9人。日
給食センター運営審議会委員代表	寺田晋一郎	学校保健会代表
赤穂市教育委員会・坂越中学校校長	藤本 浩士	校園長会代表
赤穂市教育委員会・栄養教諭	清水 剛	衛生管理
赤穂市・副市長	藤本 大祐	市総括
赤穂市・総務部長	岸本 慎一	財務関係
赤穂市・都市計画推進担当部長	澗口 彰利	設計•施工関係

## (3) 選定事業者の決定

本市は、委員会の審査結果を踏まえ、選定事業者を決定する。

# 3 募集及び選定スケジュール(予定)

民間事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

時 期	内 容
令和4年11月14日(月)	実施方針、要求水準書(案)の公表
令和4年11月25日(金)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和4年12月中旬~下旬	実施方針等に関する質問・意見に対する回答
令和4年12月中旬~下旬	募集要項等の公表
令和4年12月中旬~下旬	募集要項等に関する説明会等
令和5年1月中旬	募集要項等に関する質問・意見の受付締切
令和5年1月下旬	募集要項等に関する質問・意見に対する回答
令和5年1月下旬	参加資格審査書類の受付締切
令和5年2月上旬	参加資格審査結果の通知
令和5年3月中旬	提案書類の受付締切
令和5年4月下旬	提案書類に関するヒアリング
令和5年5月中旬	選定事業者の決定・公表
令和5年6月上旬	仮事業契約の締結
令和5年6月下旬	事業契約の締結(議会承認後)

# 4 募集及び選定等の手続き

民間事業者の募集及び選定等の手続きは、以下のとおりとする。その他詳細は募集要項等において示す。

## (1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間: 令和4年11月15日(火)9時から11月25日(金)16時まで(土日祝日除く)

提出方法:実施方針等に関する質問・意見は、別添様式「実施方針等に関する質問書」に記入 の上、電子メールに添付して提出すること。電子メールの件名は「質問:給食セン ター・参加者名」とすること。なお、受付期間外の質問・意見については回答しな

イ その他 : 申込先アドレスは第7の5に示す「問合せ先」を参照すること。なお、電子メール 送信後は、「問合せ先」の電話番号に必ず受信確認の連絡をすること。

#### (2) 実施方針等に関する質問・意見の回答

実施方針等に関する質問・意見に対する回答は、募集要項等の公表に併せて本市のホームページに掲載し、公表する。ただし、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わること、また、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは除く。

なお、本市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問者に直接問い合わせを 行うことがある。

#### (3) 募集要項等の公表

募集要項等は、本市のホームページに掲載する。

#### (4) 募集要項等に関する説明会等の開催

募集要項等の内容について、説明会及び現地見学会を開催する。詳細については、募集要項に 示す。

# (5) 募集要項等に関する質問・意見の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問を受け付け、回答は、本市のホームページにて公表する。その 具体的な日程等は募集要項に示す。

#### (6) 参加資格審査書類の受付、審査結果の通知

本事業への参加資格審査書類を受け付け、審査の結果は、当該参加資格審査書類の提出者に通知する。

#### (7) 提案書類の受付

参加資格審査の結果、参加資格が認められた者に対し、提案書類の提出を求める。

#### (8) 選定事業者の決定及び公表

当該提案書類の提出者に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

#### (9) 事業契約の締結等

ア 仮事業契約の締結

本市は、事業契約の文言の明確化等を行い、選定事業者と仮事業契約を締結する。

イ 事業契約の締結

市議会での議決を経た後に、仮事業契約を本事業契約とする。

## 5 参加者の構成

#### (1) 参加者の構成と定義

参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成される複数の事業者(以下に定義する構成企業、協力企業)とする。

参加者	構成企業	参加者を構成する法人で、本市と直接契約を締結する事業者
	協力企業	参加者を構成する法人で、本市と直接契約を締結しない事業者

## (2) 構成企業の明示

参加者は、参加資格審査書類の提出時に、構成企業を明示するものとする。

また、構成企業の中で市との対応窓口となる1法人(以下「代表企業」という。)についても明らかにしなければならない。

#### (3) 代表企業について

代表企業は、本事業の公募型プロポーザルへの応募手続きや選定事業者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等のとりまとめを担うほか、本業務に係る構成企業及び協力企業間のすべての調整等の責任を負うものとし、本市への申請書類等の提出及び本市からの通知等については、原則として代表企業を通じて行うものとする。

#### (4) 複数業務の実施

参加者が複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。また、設計業務と工事監理業務を同一の者が兼ねる場合、管理技術者等は別の者を選任すること。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう(以下同じ。)。

#### (5) 複数応募の禁止

参加者は、他の参加者の構成企業及び協力企業になることはできない。また、参加者のいずれかと資本面又は人事面で関係のある企業が、他の参加者の構成企業及び協力企業となることはできない。

なお、本市が選定事業者と事業契約を締結後、選定されなかった参加者の協力企業が、選定 事業者の業務等の一部を受託することは可能とする。

## (6) 参加者の変更及び追加の不可

参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、6(3)の場合など 本市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

#### 6 参加者の備えるべき参加資格要件

参加者の構成企業は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日(以下「参加資格確認基準日」という。)に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない応募は認めないものとする。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。 なお、参加資格審査の基準とはしないが、参加者には市内企業を3者以上(建設企業1者以上)含む こと、かつ、これら企業の請負金額が建設業務及び周辺整備業務に係る金額の5%以上となることを期 待するものであり、これについては提案審査の基準に盛り込むことを予定する。

## (1) 共通の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- イ 最近2年間の市町村税、法人税、消費税及び地方消費税並びにその延滞金を滞納していないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者

又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。ただし、募集要項等の公表日の前日までに更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者はこの限りでない。

- エ 銀行取引停止になっている者など経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- オ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中でない こと。
- カ 募集要項等の公表日から選定事業者決定までの間に、本市の入札参加資格制限及び指名停止基準 (平成19年訓令甲第60号) に基づく指名停止を受けていないこと。
- キ 赤穂市暴力団排除条例(平成24年条例第11号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接 関係者でないこと。
- ク 本事業について赤穂市新学校給食センター整備事業者選定支援業務を委託した以下の者又は これらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
  - ・日本工営都市空間株式会社 (旧「玉野総合コンサルタント株式会社」)
  - 西脇法律事務所
- ケ 委員会の審査委員又は審査委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある 者ではないこと。
- コ 令和4年・令和5年度赤穂市入札参加資格者名簿に登録されていること。

# (2) 個別の参加資格要件

構成企業の各業務に当たる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。また、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、同様とする。

#### ア 設計企業

構成企業である設計企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す(ア)の要件については、全ての企業が満たすこととし、(イ)及び(ウ)の要件は少なくとも1者以上が満たすこと。

- (ア) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 平成24年度以降に竣工したドライシステムの学校給食施設(学校給食法施行令(昭和29年 政令第212号)に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和31年法律第157号)に定める夜間学校給食の実施に必要な施設、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号)に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。)又は特定給食施設(健康増進法(平成14年法律第103号)に定める特定給食施設をいう。以下同じ。)の設計実績(実施設計)を有していること。
- (ウ) 平成 24 年度以降、募集要項等の公表日までに、新築かつ延床面積 2,000 ㎡以上の国又は地方公共団体が発注した公共施設の設計実績(実施設計)を有すること。

## イ 建設企業

構成企業である建設企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(ウ)の要件については、全 ての企業が満たすこととし、(イ)の要件は少なくとも1者以上が満たすこと。

- (ア) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有すること。
- (イ) 平成 24 年度以降から募集要項等の公表日までに、新築かつ延床面積 2,000 ㎡以上の国又は地方公共団体が発注した公共施設の完成実績(共同企業体方式にあっては、出資比率 20%以上の構成員としての完成実績)があること。
- (ウ) 直近の経営事項審査結果の総合評定値について、建築一式工事が A ランク (1030 点) 以上であること。
- (エ) 共同企業体(建設 JV) を組成する場合、代表構成員は(ア) から(ウ) までの要件を満たす ものとし、その他の構成員は(ア) 及び以下の要件を満たすこと。
  - a 市内企業であること。
  - b 直近の経営事項審査結果の総合評定値について、建築一式工事が C ランク (710 点)以上であること。

#### ウ 工事監理企業

構成企業である工事監理企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す(ア)の要件については、全ての企業が満たすこととし、(イ)及び(ウ)の要件は少なくとも1者以上が満たすこと。

- (ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 平成24年度以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の設計実績(実施設計)を有していること。
- (ウ) 平成24年度以降、募集要項等の公表日までに、新築かつ延床面積2,000 m以上の国又は地方公共団体が発注した公共施設の工事監理実績を有していること。

#### 工 調理機器企業

構成企業である調理機器企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 平成 24 年度以降、募集要項等の公表日までに、4,000 食/日以上の提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設への調理機器調達・搬入設置の実績を有すること。

#### (3) 参加資格要件の喪失

- ア 代表企業が参加資格を喪失した場合は、原則として参加者の参加資格を取り消すものとする。 さらに、構成企業が参加資格確認基準日から選定事業者決定までの間に、参加資格要件を満た さなくなったときは、以下の場合を除き、原則として参加者の参加資格を取り消すものとする。
  - (ア) 参加資格確認基準日から提案書類の受付締切日の前日までに参加資格を喪失
    - a 参加資格を喪失しなかった構成企業で本実施方針に定める参加資格要件を満たしており、構成企業変更承諾願を本市に提出し、提案書類の受付締切日までに本市が変更を認めた場合
    - b 参加資格を喪失した構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成

企業を加えた上で、構成企業変更承諾願を本市に提出し、提案書類の受付締切日までに本市 が変更を認めた場合

- (イ) 提案書類の受付締切日から選定事業者決定までの間に参加資格を喪失
  - a 参加資格を喪失しなかった構成企業で本実施方針に定める参加資格要件を満たしており、構成企業変更承諾願を本市に提出し、選定事業者決定までの間に本市が変更を認めた場合
  - b 参加資格を喪失した構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成 企業を加えた上で、構成企業変更承諾願を本市に提出し、選定事業者決定までの間に本市が 変更を認めた場合
- イ 募集要項の公表から選定事業者決定までの間に、構成企業に次の行為があったときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。
- (ア) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (イ) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (ウ) 選定事業者の決定までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (エ) 提案書類等に虚偽の記載を行うこと。
- (オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

# 7 提出書類の取扱い

#### (1) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は、参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書類は、本市が必要と認めるときは、事前に協議の上、全部又は一部を無償で使用できる。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

#### (2) 特許権等

参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った参加者が負うこととする。

また、これによって本市が損失又は損害を被った場合には、当該参加者は本市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

# 第3 受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 リスク分担の方法等

## (1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの 考え方に基づき、本市と受託者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減 し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、受託者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には受託者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

本市と受託者の責任分担は、原則として「別紙 リスク分担表」によることとし、実施方針に 関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については募集要項等にて提示する。

### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市又は受託者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、 原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、本市及び受託者が分担して責任 を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、募集要項等にお いて示し、詳細については事業契約書(案)において定めるものとする。

## 2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書に提示する。

# 3 本市による事業の実施状況の監視(モニタリング)

#### (1) 実施状況の把握

受託者は、要求水準書及び受託者が提案した業務内容に基づき、自らが確認及び管理すること を前提に、本市は、受託者が実施する施設整備業務等について、定期的にモニタリングを行う。 なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については募集要項等にて提示する。

#### (2) 受託者に対する支払額の変更等

受託者の提供する施設整備等に係るサービスが十分でない場合、本市は、受託者に対して是正 勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの 減額等を行うことができる。

# 第4 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の取扱い

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と受託者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

# 第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

# 1 事業の継続に関する基本的考え方

事業契約で定める事由により、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、本市又は受託者の責任に応じて、必要な現状の復旧等その他の措置を講じることとする。

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

# 2 受託者の責めに帰すべき事由の場合

- (1) 受託者の提供する性能が事業契約に定める要求水準を満たしていない場合、その他債務不履行 又はその懸念が生じた場合は、本市は受託者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提 出・実施を求めることができる。指導等を行ったにもかかわらず、改善又は修復が認められな かった場合、本市は対価の減額、支払いの停止措置、又は受託者との事業契約を解除すること ができる。
- (2) 受託者の財務状況が著しく悪化するなど、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は催告することなく事業契約を解除することができる。
- (3) 上記(1)、(2)のいずれの場合においても、本市は事業契約に基づき受託者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

#### 3 本市の責めに帰すべき事由の場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、受託者は事業契約を解除することができるものとする。
- (2) 上記(1)の規定により受託者が事業契約を解除した場合、受託者は生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

# 第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

## 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

受託者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、本市は、受託者と協議する。

# 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本市は、本事業において地方債等及び施設整備に係る交付金等の特定財源が得られた場合は、 これを本市が受託者に支払う代金の一部に充当する。そのため、受託者は本市が行う交付金又は 起債申請等に係る手続等に対して必要な書類作成等の支援及び協力を行うこと。

# 3 その他の支援に関する事項

本市は、受託者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合は、可能な範囲で必要な協力を行う。 また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合、本市は受託者と協議を 行う。

# 第7 その他留意事項

# 1 議会の議決

本市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等に関する議案を市議会に提出し、必要な措置を講じる予定である。

また、事業契約の締結は、市議会の議決を経た後に本契約として成立するものとする。

## 2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通 貨単位は円、時刻は日本標準とする。

#### 3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本市のホームページにて適宜公表する。

## 4 参加に伴う費用分担

応募に係る費用は、全て参加者の負担とする。

## 5 問合せ先

部 署:赤穂市教育委員会 赤穂市立学校給食センター

住 所: 〒678-0173 兵庫県赤穂市浜市 627 番地1

電 話:0791-48-7151 F A X:0791-48-1540

電子メール: kyusyoku@city. ako. lg. jp

# 別紙 リスク分担表 (1/2)

『○』主分担 『△』従分担

	リットの任妬			負担者	
	リスクの種類	No	リスクの内容	本市※1	受託者
	募集手続	1	募集要項の誤り、募集手続の誤り	$\circ$	
		2	当該事業に直接関係する法令の新設・変更等	0	
	法令変更	0	その他広く民間企業一般に影響を与える法令の		
		3	新設・変更等		O
		4	当該事業に直接関係する税制の新設・変更等	0	
	税制変更	5	消費税率の変更	0	
		6	法人税等収益関係税の新設・変更等		0
	許認可遅延	7	受託者が実施する許認可取得の遅延に関するも		
	計祕刊建延	1	Ø		0
	第三者賠償	8	受託者が実施する業務に関するもの		0
	<b>第二</b> 有	9	本市が実施する業務に関するもの	0	
共		10	本事業を行政サービスとして実施することに関	0	
	住民対応	10	する反対運動、訴訟等	0	
通	注跃剂心	11	受託者が行う調査、設計、建設、提案内容に関す		0
		11	る訴訟・苦情等		0
	事故発生	12	受託者が行う調査・建設段階での事故の発生		0
	<b>谭塔伊</b>	13	受託者が行う業務、提案内容に起因する環境問		0
	環境保全		題(騒音、振動、電波障害、有害物質の排出等)		0
		14	本市の帰責事由により事業を中止・延期した場	0	
	事業中止・延期		合	)	
		15	受託者の帰責事由により事業を中止・延期した		0
		10	場合		0
	物価変動※2	16	施設の供用開始前のインフレ・デフレ	$\triangle$	0
	不可抗力※3	17	天災・暴動等による設計変更・中止・延期	0	$\triangle$
刧	応募コストリスク	18	応募費用に関するもの		0
契約前	契約未締結・遅延	19	受託者の責めによる契約未締結・遅延		0
削	リスク	20	本市の責めによる契約未締結・遅延	0	
	型斗·測昌·₩ <u>炭</u> 調木	21	本市が実施した設計・測量・地質調査部分	0	
<del>≐</del> ⊞	設計・測量・地質調査	22	受託者が実施した設計・測量・地質調査部分		0
調査	計画・設計・仕様変更	23	本市の帰責事由により変更する場合	0	
• 設		24	受託者の帰責事由により変更する場合		0
設計	設計の完了遅延	25	本市の帰責事由により遅延した場合の損害	0	
		26	受託者の帰責事由により遅延した場合の損害		0

# 別紙 リスク分担表 (2/2)

『○』主分担 『△』従分担

	リッカの廷叛	NT	リスクの内容		1者
	リスクの種類	No			受託者
	事業用地の確保	27	本施設建設予定地の確保に関するもの	0	
	事業用地の瑕疵	28	本市が公表した資料から予測可能なもの		0
		29	その他の事業用地の瑕疵	0	
	工事遅延・未完工	30	本市の帰責事由によるもの	0	
		31	受託者の帰責事由によるもの		0
	工事費増大	32	本市の指示による工事費の増大	○*4	
建設		33	上記以外の工事費の増大		0
設	要求性能未達	34	要求仕様不適合(施工不良を含む)		0
	施設損害	35	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物 について生じた損害、その他工事の施工に関して 生じた損害		0
	工事監理の不備	36	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具 合が発生した場合		0
	調理機器未調達	37	受託者の帰責事由によるもの		0
各種調達	食器・食缶等 未調達	38	受託者の帰責事由によるもの		0
調達	配送車未調達	39	受託者の帰責事由によるもの		0
	事務備品未調達	40	受託者の帰責事由によるもの		0

- ※1 本市には、見学者等、受託者と関連のない施設利用者を含む。
- ※2 一定範囲の物価変動は受託者、それ以上の物価変動は本市と協議。
- ※3 一定範囲の損害は受託者、それ以上の損害は本市と協議。
- ※4 アスベスト調査結果による既存施設の解体・撤去業務の工事費の増大を含む。